第１表　ガラスの種類による無窓階の取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開口部の条件 | | | 無窓階判定  （規則第５条の５） | |
| ■ガラス開口の種類■ | | | 足場有り | 足場無し |
| 普通板ガラス  フロート板ガラス  磨き板ガラス  型板ガラス  熱線吸収板ガラス  熱線反射ガラス | 厚さ６．０ミリ以下 | 引き違い | ○ | ○ |
| ＦＩＸ | ○ | ○ |
| 厚さ１０．０ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 線入板ガラス又は網入板ガラス | 厚さ６．８ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 厚さ１０．０ミリ以下 | 引き違い | △ | × |
| ＦＩＸ | × | × |
| 強化ガラス | 厚さ６．０ミリ以下 | 引き違い | ○ | ○ |
| ＦＩＸ | ○ | ○ |
| 厚さ１０．０ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 超耐熱結晶化ガラス | 厚さ５．０ミリ以下 | 引き違い | ○ | ○ |
| ＦＩＸ | ○ | ○ |
| 合わせガラス  合わせガラス | フロート板ガラス６ミリ以下+ＰＶＢ３０ｍｉｌ以下+フロート板ガラス６ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 網入板ガラス６．８ミリ以下+ＰＶＢ３０ｍｉｌ以下+フロート板ガラス５ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| フロート板ガラス５ミリ以下+ＰＶＢ６０ｍｉｌ以下+フロート板ガラス５ミリ以下 | 引き違い | △ | × |
| ＦＩＸ | × | × |
| 網入板ガラス６．８ミリ以下+ＰＶＢ６０ｍｉｌ以下+フロート板ガラス６ミリ以下 | 引き違い | △ | × |
| ＦＩＸ | × | × |
| フロート板ガラス３ミリ以下+ＰＶＢ６０ｍｉｌ以下+型板ガラス４ミリ以下 | 引き違い | △ | × |
| ＦＩＸ | × | × |
| フロート板ガラス６ミリ以下+ＥＶＡ中間膜０．４ｍｍ以下+ＰＥＴフィルム０．１３ｍｍ以下+ＥＶＡ中間膜０．４ｍｍ以下+フロート板ガラス６ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| フロート板ガラス６ミリ以下+ＥＶＡ中間膜０．８ｍｍ以下+フロート板ガラス６ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 網入板ガラス６．８ミリ以下+ＥＶＡ中間膜０．４ｍｍ以下+ＰＥＴフィルム０．１３ｍｍ以下+ＥＶＡ中間膜０．４ｍｍ以下+フロート板ガラス５ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 網入板ガラス６．８ミリ以下+ＥＶＡ中間膜０．８ｍｍ以下+フロート板ガラス５ミリ以下 | 引き違い | △ | △ |
| ＦＩＸ | × | × |
| 倍強度ガラス | ― | 引き違い | × | × |
| ＦＩＸ | × | × |
| 複層ガラス | 構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ６．８ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。 | | | |

１　「足場有り」とは、避難階、バルコニー等（避難上有効な構造を有するもの）、または屋上広場等破壊作業のできる部分が５（６）「足場の基準」により設けられているもの。

２　「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものであること。なお、「引き違い」については、片面が規則第５条の５に規定する有効開口面積を有しなければならないものとする。

３　「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。

４　凡例　　〇 開口部として取り扱うことができる。

　　　　　　△ ガラスを一部破壊し，外部から開放できるものとして，概ね開口面積の２分の１を有効開口として取り扱うことができる。

　　　　　　× 開口部として取扱うことはできない。

５　前３（１）イｅ、ｆに掲げるガラス以外の合わせガラスの取扱いは、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（通知）」（平成１９年３月２７日消防予第１１１号）の結果とする。なお、メーカー等が破壊試験を実施した場合について、有効開口部として認める場合は、試験内容等を慎重に確認して、判断すること。